入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成２１年８月２６日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長　　茂　木　賢　三　郎

１　物品供給概要

（１）件　　名　　平成２１年度インターネットチケット販売システム自動発券機の購入

（２）納入場所　　国立演芸資料館（東京都千代田区隼町４番１号）
国立能楽堂（東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目１８番１号）

（３）概　　要　　本件は、インターネットで販売したチケット用の自動発券機２台（配線、接続、設定作業を含む）の調達である。

（４）納入期限　　平成２１年１０月１３日

２　競争参加資格

（１）独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、平成２１年度の「物品の販売」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級に格付けされている者とみなす。（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）申請書の提出期限の日から入札の時までの期間に、文部科学省関係機関において取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。

３　入札手続等

（１）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒１０２－８６５６　東京都千代田区隼町４番１号
独立行政法人日本芸術文化振興会総務企画部契約課　　柳川 文雄、大山 理奈
電話番号　０３－３２６５－６１１９
受付は土曜・日曜・祝日を除く午前１０時より午後５時までとする。

（２）入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書の交付は、上記３（１）の交付場所にて、平成２１年８月２６日から開始する。

入札説明書等の交付は無料とする。

（３）申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成２１年８月２６日から平成２１年９月７日 午後５時まで

上記３（１）に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便に限る。）により提出すること。

（４）競争執行の日時及び場所

平成２１年９月１０日 午前１１時

東京都千代田区隼町４番１号

独立行政法人日本芸術文化振興会　国立劇場本館３階　第５会議室

４　その他

（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金　免除

（３）入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第１６条第１項各号に掲げる入札書は無効とする。

（４）落札者の決定方法　独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第５条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（５）契約書作成の要否　要。

（６）関連情報を入手するための照会窓口　上記３（１）に同じ。

（７）一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３（３）により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、競争執行時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（８）詳細は入札説明書による。

平成２１年度
インターネットチケット販売システム
自動発券機の購入
仕様書

独立行政法人日本芸術文化振興会

１．件名

平成２１年度　インターネットチケット販売システム自動発券機の購入

２．目的

日本芸術文化振興会（以下、「振興会」と言う。）が独自開発したインターネットチケット販売システムと連動して、利用者の操作により発券する自動発券機を国立劇場及び文楽劇場に設置しているが、未設置の国立演芸場及び国立能楽堂にも各１台ずつ設置する。

３．作業の概要

インターネットチケット販売システムと連携し､利用者操作により発券をするための自動発券機を国立演芸場及び国立能楽堂に各１台を設置（配線、接続、設定作業を含む）し、正常に動作することを確認し、電源を投入すれば、すぐに業務が開始できる状態とする。

４．納品内容

項番	項目	内容
①	自動発券機（KIOSK端末）	２式
②	取扱説明書（ソフトウェア及びハードウェア）	各2 部（正、副）
③	システム設定書	2 部（正、副）
④	システム運用書	2 部（正、副）
⑤	障害時運用マニュアル（障害回復手順を含む）	2 部（正、副）
⑥	定期停電対応マニュアル	2 部（正、副）
⑦	連絡体制表	１部
⑧	業務完了報告書	２部（正、副）
⑨	システムバックアップ媒体（復旧用CD-ROM）	各機器２式

注 ①～⑧の納入物品については、内容を日本語とし、紙媒体（正副２部）と、電子媒体（Microsoft WordまたはExcel形式）で保存したCD-ROMでも１部納品すること。紙媒体は、日本工業規格Ａ列４判を原則とする。図表については、必要に応じてＡ列３判を使用することができる。また、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバインダー方式とする。なお、②については、合理的理由があり、振興会が了承した場合は、紙媒体のみ、若しくは、指定した形式でない電子媒体又は紙媒体等での納品も認める。

５．納入期限

平成２１年１０月１３日（火）

※振興会による検収期間が必要なため、納入期限の３営業日以上前に納入すること。

６．設置場所、設置台数

（１）東京都千代田区隼町４番１号
　　国立演芸資料館　１式

（２）東京都渋谷区千駄ケ谷４丁目１８番１号
　　国立能楽堂　　　１式

７．使用環境

自動発券機は、利用者の混乱を防ぎ、運用管理の合理化を図るため、既存自動発券機に近い外観と操作方法、設定、耐久性を有する必要があるため、これに配慮すること。特に以下の事項には対応する機能を有すること。

（１）本チケット自動発券機は振興会のインターネットチケット販売システムに、振興会ＬＡＮを介して接続して使用する。

（２）利用者が立った姿勢で、自動発券機を操作する。

（３）屋内で利用するが、雨天時など利用者が濡れた状態で使用する場合もある。

８．技術的要件

８．１．包括的要件

（１）利用者自身の操作により、インターネットチケット販売システムにより予約したチケットを、別紙１の様式で内容を正しく発券する機能を有すること。

（２）「インターネットチケット販売システム仕様書」の「Ⅲ.６．チケット発券機能」（別紙２）で規定された処理を行う機能を有すること。

※別紙２の「～が可能なこと」「～ができること」等は『現状のままで「可能」又は「できる」機能を有すること』と読み替える。

（３）耐震性については、設置後、震度 6 強での転倒、移動、振動防止の耐震構造を装備すること。

（４）原則として平成２５年３月末日まで終日、年間稼動する耐久性を有すること。

（５）内蔵装置の消耗品の交換や通常の掃除などのメンテナンスを工具など使わずに行えること。また、メンテ及び用紙交換等は前面よりできる機器構成及び設置状態とすること。

（６）扉など外部から開閉可能な箇所（外部からネジを外すことにより開く箇所を含む）（以下、「扉等」）には、防犯のための鍵を装備すること。また、扉等は機器を収納した状態で閉まり、施錠可能なこと。

（７）本仕様書に基づく納入物品については、製造者の如何に関わらず、最終責任を負うこと。

８．２．納入物品の品質及び信頼性

入札時までには、以下のことを十分説明できる資料を提出すること。

（１）１日８時間電源が投入された状態で納品日より４年間の使用に耐え得るに十分な信頼性を確保していること。

（２）全社的に製品の信頼性を確保するための品質管理体制を有していること。（ソフトウェアを除く）この体制には、万一、ハードウェアに欠陥が発見された場合は、直ちに対応策がとれることを含む。

（３）納品物の機器などを構成するハードウェア、ソフトウェアは、技術的要件と同等の機能を有する機種において、過去に出荷・稼働実績及び十分に高い信頼性を有する標準的な既製品（注）であること。

（注）「標準的な既製品」とは、メーカーが一般市場において販売するために、主な製品系列の一環として製造する物品で、稼働実績を有するものをいう。

（４）ハードウェアは、納品日から４年間、当該機器及びそれを構成する部品の調達が保証されること。

８．３．性能・機器に関する要件

本仕様書に示す機器の要件等は、主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、インターネットチケット販売システムと連携して動作するために必要な既存機器に備わっている事項については完備すること。

（１）　ハードウェアの要件

①形状はＫＩＯＳＫ型（スタンド型）であること。

②ＣＰＵは「IntelＲ　CeleronR dual core(2.0GHz 以上)」又は同等以上を搭載すること。

③主記憶装置は、512MB 以上内臓すること。

④磁気ディスク装置は、物理容量８０ＧＢ以上のものを内臓すること。

⑤サウンド機能として PCM 録音再生機能、MIDI 音源を有すること。

⑥ＬＡＮインターフェース（１００ＢＡＳＥ－ＴＸ／１０ＢＡＳＥ－Ｔ自動認識）を内蔵していること。

⑦チケットプリンタ、ＱＲコードリーダ、ＩＤカードリーダの接続などに使用するポートを除き、通常運用時に空いているＵＳＢ２．０ポートを２以上持つこと。

⑧パラレルポートを１ヶ以上、シリアルポートを２ヶ以上、拡張スロット（ロープロファイル PCI）を２ヶ以上有すること。

⑨対角１５インチ以上のカラー液晶ディスプレイを持つこと。画面を直接指で触れることにより、画面の切り替え及び入力する機能を有すること。

また、タッチパネルとディスプレイの間にセキュリティフィルムを搭載し、覗き見防止を図ること。

⑩ＡＣ１００Ｖ、５０／６０Ｈｚで利用できること。

⑪自動発券機の寸法は４００ｍｍ（W）×４７５ｍｍ（Ｄ）以下とし、高さについては、車椅子の方や小さな子ども（眼高は 100～120cm を想定すること）等も無理なくタッチできる画面高さと画面角度ならびにチケット取り出し口にすること。

⑫利用者の自動発券機前面への接近を感知して自動的に初期画面を表示できる構成であること。

⑬高速カッター付きのチケットプリンタ（KP3000　AI ソリューションズ社製）を内蔵し、幅５０～８０ｍｍ、長さ２０～１８０ｍｍ、厚さ０．０８～０．１５ｍｍのチケット用紙を印刷する機能を有すること。

また、自動発券機前面より上記チケットが取り出せる構造であること。

⑭ＱＲコードリーダ（QK12-U　㈱デンソーウェーブ社製）を内蔵し、ＱＲコード、ＪＡＮ、ＥＡＮ等のスキャニングをする機能を有すること。

⑮ＩＤカードリーダ（ICI3K3-6199　日本電産サンキョー社製）を内蔵し、自動発券機前面よりクレジットカードを直接差し込んで読取る機能を有すること。

また、カード忘れ防止のための音量調整可能な警告音発生機能を有すること。

⑯年月日時間（分単位まで）及び任意の時間経過後を指定する機能を有する自動電源タイマを搭載し、これにより内蔵機器を含めた自動発券機全体の装置電源の自動的な ON/OFF を可能にすること。また、一週間単位に１６パターン以上の設定が可能なこと。

⑰チケット発券機能における納品物の保障可能な範囲において、快適な利用を実現できる処理速度を有すること。タッチパネル操作においては平常時 3 秒以内のレスポンスタイムを保障することを要件とする。

⑱端末設定等に必要な周辺装置（外付けＣＤ－ＲＯＭ／キーボード／マウス等）を納品すること。

⑲日本語及び英語表現による画面を表示する機能を有し、利用者がタッチパネルを操作することにより、日本語画面と英語画面を切り替える機能を有すること。また、日本語と英語画面は同様の表現をする機能を有すること。

＊⑬～⑮について、インターネットチケット販売システムは当該機器への接続専用の設定となっている。インターネットチケット販売システムのプログラムを改修することなく、正常に稼動する機能を有する機械であれば同等品の内蔵も可とする。

（２）ソフトウェア条件

①ＯＳとして「Windows XP professional Sevice Pack2」が搭載されていること。

※インターネットチケット販売システムが当ＯＳを対象に開発しているため必須

②以下のソフト が搭載されていること。

・Internet Explore Version 6.0

・Windows Installer Version 3.0

③振興会が提供する以下のソフトをインストールすること。

・.Net Framework

・Oracle 8　以上

・KIOSK 端末 AP

８．４．搬入、据付、配線、調整及び動作確認

（１）導入（「搬入から納入まで」）、以下同じ）スケジュールは、振興会と協議し、その指示に従うこと。

（２）導入にあたっては、必要に応じて振興会担当者との詳細なミーティング及び現地調査を行い、導入時のトラブルによる業務への悪影響を避けること。

（３）納入場所・納入日時の詳細については振興会担当者の指示に従うこと。作業の際にシステム停止等の業務への影響を及ぼす恐れが有る場合においても対応策を提案のうえ、振興会担当者の指示に従うこと。

（４）搬入、設置及び調整

①設置にあたって接続及び設定等の振興会が利用・運用するために必要な全ての作業を行うこと。

②インターネットチケット販売システムとの接続には、振興会が運用している LAN を利用し、プロトコルとして TCP/IP を使用すること。

③設定完了後は、動作テストを行い、不具合があれば納入期限までに全て改善すること。

④納入前に必要に応じて、振興会担当者及びシステム開発業者との詳細な打ち合わせを行うこと。

（５）梱包資材のうち、振興会担当者が不要と判断したものについては、納入後、責任を持ってこれを処分すること。

（６）導入機器の設定、設置に必要なソフトウェア（8. 3.(2)③に示すもの）及び資料は、振興会から提供する。

（７）設置に必要な機材等は全て受注者が用意すること。

９．その他の要件

（１）本件の費用には、ハードウェアの調達とともに、設置工事、環境の調査、利用に必要な設定（ソフトのインストールを含む)、動作確認行為等の本仕様書の要件を実現するために必要な全ての経費を含むこと。

（２）納品後、４年間は障害発生時に出張サービスにて対応できる体制を確保すること。また、同期間、運用支援業務にも出張サービスにて対応できる体制を確保すること。
※運用支援業務とは次のことをいう。
・運用に関する質問の回答及び調査・資料提供等
・インターネットチケット販売システムの運用変更に対応するための設定変更
・計画停電対応時における、電源切断、電源投入および動作確認
・年末年始等長期休日に対応するための設定変更
＊業務内容の詳細については、振興会と別途協議とする。

（３）各種機器に必要な消耗品について、品名、型番、メーカ名、対応機種、価格等に関するリストまたはカタログを提供すること。

（４）搬入・搬出に際しては、建築物を傷つけないよう十分注意すると共に、万一傷等を付けた場合は、振興会担当者と打ち合わせのうえ速やかに原状回復すること。これに係る費用の一切は請負者の負担とする。

（５）本業務の実施に伴い知り得た振興会に関する事項に関し、許可なく他に開示しないこと。本契約終了後も同様とする。また、当該事項が掲載された資料及びデータ（その複製物を含む）等は本契約における目的の終了時、または振興会からの返還の要求があるときは、直ちに返却するか情報が漏えいしない方法により破棄すること。

（６）請負者は、振興会の服務規定及び情報セキュリティポリシーを遵守し本作業を実施すること。

ご観覧券ああああ　あああ あああ ああああ　あああああああ

ああああああああああああああああああああああああああ
ああああああああああああああああああああああああああ
ああああああああああああああああああああああああああああああああああああああ
ああああああああああああああああああああああああああああああああああああああ

９９９９／９９／９９（あ）　９９：９９ああああ

ああああああああああああああああ　９９：９９ ああああ

AAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAA　ああああ　¥111,111　(消費税等込み)

ああ
ああ

9999999999999999

ああああああ
あああああああああああ
9999/99/99 AAA
99:99AA
ああああ
ああああああ
ああああ
¥999,999
ああああああああああ
ああああああああああ
999999999999999
00001　99999-99999

お買い上げ明細書　(1/1)　AAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAA　会員番号　99999999

公演名	公演日	開演	等級	単価	枚数	金額	階	列	番	備考
ああああああああああ	9999/99/99(あ)	99:99	ああああ	¥111,111	1,111	¥123,444,321	ああああ	AA	AA～AA	ああああああ
ああああああああああ	9999/99/99(あ)	99:99	ああああ	¥111,111	1,111	¥123,444,321	ああああ	AA	AA～AA	ああああああ
				計	2,222	¥246,888,642				

配送手数料　¥9,999,999

合計　¥256,888,641　(消費税等込み)

発行　: ああああああああああああああああ　2009/06/19(金) 10:45　9-99999999　99999-99999

99999999 (1/1)
AAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAA
AAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAA
様

枚数　2,222
金額　¥256,888.

ああああああああああ

2009/06/19(金) 10:45

9-99999999 99999-99999
00003

別紙－２

インターネットチケット販売システム仕様書　抜粋

Ⅲ．性能・機能に関する要件

６．チケット発券機能

販売されたチケットを発券する。

(1) 発券方法

① 既存（原則として）チケット管理システムパソコン及びプリンタからの販売担当者による発券

② 自動発券機からの利用者操作による発券

(2) 発券時の認証方法

① 予約番号等の情報により検索を行えること。

② 予約番号等の情報により認証を行えること。

(3) チケット印刷

① 予約時に登録された情報のうち、必要とされるものを、振興会が指定するレイアウトに構成し、印字できること。

② システムに登録された情報以外でも、特に必要な文言があれば、チケットのレイアウトに対して書き込みを行い、印字を行うことができること。これらの作業は管理者により容易に行うことができること。

③ 外字の印刷が可能であること。なお、外字は、既存チケット管理システムにおける Windows 環境で共通に利用しているものを使用すること。

(4) 既存チケット管理システムパソコン及びプリンタからの発券

① Ｗｅｂブラウザ上で操作できるようにすること。ただし、既存チケット管理システムの動作に悪影響を与えないようにすること。

② どの館に於いても全ての公演のチケット発券することができること。

③ チケットの再発券を可能にすること。ただし、意図しない二重発券を防止すること。

④ 発券に要する時間は利用者がストレスを感じない程度とすること。

⑤ 機器を増設した場合にも同様に対応可能なこと。

(5) 自動発券機からの発券

① 利用者が自動発券機の専用画面を指で触れる等の容易な方法をとることにより、チケットの発券が可能なこと。

② チケット購入をクレジットカード決済により行った場合、決済に利用したクレジットカードを自動発券機に読み込ませることによってチケットの発券が可能なこと。

③ 紙に印刷されたＱＲコードのチケット情報を読み取ることによってチケットの発券が可能なこと。携帯電話に送信された予約完了メールに添付されたＱＲコードに対しても同様の扱いができること。
④ ①～③のいずれの場合も、その予約行為により購入を行ったチケットが一覧表示され、選択したチケットのみ発券すること。購入を行ったチケットが１枚のみの場合は、一覧表示を行わずそのまま発券すること。
⑤ 自動発券機の画面は日本語に加えて英語表記を行うこと。これらの表記は容易に切り替えできること。
⑥ どの館に於いても全ての公演のチケットを発券することができること。
⑦ 二重発券を防止すること。
⑧ 発券に要する時間は利用者がストレスを感じない程度とすること。
⑨ クレジットカードやチケットの取り忘れ防止機能等をもつこと。
⑩ 機器を増設した場合にも同様に対応可能なこと。